

正誤表(1)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																																																																																						
<p>特記仕様書 目次</p>	<p>誤</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目次</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 工事概要</td><td>.....</td><td>1</td></tr> <tr><td>2. 適用する共通仕様書</td><td>.....</td><td>1</td></tr> <tr><td>3. 監督員、主任補助監督員の権限</td><td>.....</td><td>1</td></tr> <tr><td>4. 配置技術者に関する事項</td><td>.....</td><td>2</td></tr> <tr><td>5. 関連施設その他の関係</td><td>.....</td><td>2</td></tr> <tr><td>6. 作業日及び作業期間に関する事項</td><td>.....</td><td>4</td></tr> <tr><td>7. 関連工事に関する事項</td><td>.....</td><td>5</td></tr> <tr><td>8. 工事費構成内訳書に関する事項</td><td>.....</td><td>6</td></tr> <tr><td>9. 工程表及び履行報告に関する事項</td><td>.....</td><td>6</td></tr> <tr><td>10. 工事用材料に関する事項</td><td>.....</td><td>6</td></tr> <tr><td>11. 支給材及び貸与品に関する事項</td><td>.....</td><td>7</td></tr> <tr><td>12. 残存物件の処理に関する事項</td><td>.....</td><td>7</td></tr> <tr><td>13. 保安に関する事項</td><td>.....</td><td>8</td></tr> <tr><td>14. 環境保全に関する事項</td><td>.....</td><td>11</td></tr> <tr><td>15. 再生資源及び建設副産物に関する事項</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>16. 現場環境改善に関する事項</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>17. 業務用プレート等に関する事項</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>18. 工事変更等検討会の設置</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>19. 週休2日工事</td><td>.....</td><td>13</td></tr> <tr><td>20. 工事細部に関する事項</td><td>.....</td><td>15</td></tr> <tr><td>21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容</td><td>.....</td><td>21</td></tr> <tr><td>22. 補足事項</td><td>.....</td><td>21</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">添付資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>様式-1</td><td>工程表</td></tr> <tr><td>様式-2</td><td>工事履行報告</td></tr> <tr><td>様式-3</td><td>残存物件調査</td></tr> <tr><td>様式-4</td><td>再生資材供給可能量の照会について</td></tr> <tr><td>様式-5</td><td>再生資材使用計画書</td></tr> <tr><td>様式-6</td><td>工事記録情報 完了届</td></tr> <tr><td>様式-7</td><td>不動産貸付申請書</td></tr> <tr><td>様式-8</td><td>間接工事費計画書の提出について</td></tr> <tr><td>様式-9、別添</td><td>間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書</td></tr> <tr><td>様式-10</td><td>間接工事費増加費用見積書</td></tr> <tr><td>様式-11</td><td>間接工事費増加費用の負担同意書</td></tr> <tr><td>様式-12、別添</td><td>材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書</td></tr> <tr><td>様式-13</td><td>材料調達実績報告書の提出について</td></tr> <tr><td>別添-1</td><td>取得報告書</td></tr> <tr><td>別添-2</td><td>実績価格調査票</td></tr> </tbody> </table>	目次		頁	1. 工事概要	1	2. 適用する共通仕様書	1	3. 監督員、主任補助監督員の権限	1	4. 配置技術者に関する事項	2	5. 関連施設その他の関係	2	6. 作業日及び作業期間に関する事項	4	7. 関連工事に関する事項	5	8. 工事費構成内訳書に関する事項	6	9. 工程表及び履行報告に関する事項	6	10. 工事用材料に関する事項	6	11. 支給材及び貸与品に関する事項	7	12. 残存物件の処理に関する事項	7	13. 保安に関する事項	8	14. 環境保全に関する事項	11	15. 再生資源及び建設副産物に関する事項	12	16. 現場環境改善に関する事項	12	17. 業務用プレート等に関する事項	12	18. 工事変更等検討会の設置	12	19. 週休2日工事	13	20. 工事細部に関する事項	15	21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	21	22. 補足事項	21	添付資料		様式-1	工程表	様式-2	工事履行報告	様式-3	残存物件調査	様式-4	再生資材供給可能量の照会について	様式-5	再生資材使用計画書	様式-6	工事記録情報 完了届	様式-7	不動産貸付申請書	様式-8	間接工事費計画書の提出について	様式-9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書	様式-10	間接工事費増加費用見積書	様式-11	間接工事費増加費用の負担同意書	様式-12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書	様式-13	材料調達実績報告書の提出について	別添-1	取得報告書	別添-2	実績価格調査票
目次		頁																																																																																																					
1. 工事概要	1																																																																																																					
2. 適用する共通仕様書	1																																																																																																					
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1																																																																																																					
4. 配置技術者に関する事項	2																																																																																																					
5. 関連施設その他の関係	2																																																																																																					
6. 作業日及び作業期間に関する事項	4																																																																																																					
7. 関連工事に関する事項	5																																																																																																					
8. 工事費構成内訳書に関する事項	6																																																																																																					
9. 工程表及び履行報告に関する事項	6																																																																																																					
10. 工事用材料に関する事項	6																																																																																																					
11. 支給材及び貸与品に関する事項	7																																																																																																					
12. 残存物件の処理に関する事項	7																																																																																																					
13. 保安に関する事項	8																																																																																																					
14. 環境保全に関する事項	11																																																																																																					
15. 再生資源及び建設副産物に関する事項	12																																																																																																					
16. 現場環境改善に関する事項	12																																																																																																					
17. 業務用プレート等に関する事項	12																																																																																																					
18. 工事変更等検討会の設置	12																																																																																																					
19. 週休2日工事	13																																																																																																					
20. 工事細部に関する事項	15																																																																																																					
21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	21																																																																																																					
22. 補足事項	21																																																																																																					
添付資料																																																																																																							
様式-1	工程表																																																																																																						
様式-2	工事履行報告																																																																																																						
様式-3	残存物件調査																																																																																																						
様式-4	再生資材供給可能量の照会について																																																																																																						
様式-5	再生資材使用計画書																																																																																																						
様式-6	工事記録情報 完了届																																																																																																						
様式-7	不動産貸付申請書																																																																																																						
様式-8	間接工事費計画書の提出について																																																																																																						
様式-9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書																																																																																																						
様式-10	間接工事費増加費用見積書																																																																																																						
様式-11	間接工事費増加費用の負担同意書																																																																																																						
様式-12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書																																																																																																						
様式-13	材料調達実績報告書の提出について																																																																																																						
別添-1	取得報告書																																																																																																						
別添-2	実績価格調査票																																																																																																						
<p>頁番号の 変更</p>	<p>正</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目次</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 工事概要</td><td>.....</td><td>1</td></tr> <tr><td>2. 適用する共通仕様書</td><td>.....</td><td>1</td></tr> <tr><td>3. 監督員、主任補助監督員の権限</td><td>.....</td><td>1</td></tr> <tr><td>4. 配置技術者に関する事項</td><td>.....</td><td>2</td></tr> <tr><td>5. 関連施設その他の関係</td><td>.....</td><td>2</td></tr> <tr><td>6. 作業日及び作業期間に関する事項</td><td>.....</td><td>4</td></tr> <tr><td>7. 関連工事に関する事項</td><td>.....</td><td>5</td></tr> <tr><td>8. 工事費構成内訳書に関する事項</td><td>.....</td><td>6</td></tr> <tr><td>9. 工程表及び履行報告に関する事項</td><td>.....</td><td>6</td></tr> <tr><td>10. 工事用材料に関する事項</td><td>.....</td><td>6</td></tr> <tr><td>11. 支給材及び貸与品に関する事項</td><td>.....</td><td>7</td></tr> <tr><td>12. 残存物件の処理に関する事項</td><td>.....</td><td>7</td></tr> <tr><td>13. 保安に関する事項</td><td>.....</td><td>8</td></tr> <tr><td>14. 環境保全に関する事項</td><td>.....</td><td>11</td></tr> <tr><td>15. 再生資源及び建設副産物に関する事項</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>16. 現場環境改善に関する事項</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>17. 業務用プレート等に関する事項</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>18. 工事変更等検討会の設置</td><td>.....</td><td>12</td></tr> <tr><td>19. 週休2日工事</td><td>.....</td><td>13</td></tr> <tr><td>20. 工事細部に関する事項</td><td>.....</td><td>15</td></tr> <tr><td>21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容</td><td>.....</td><td>21</td></tr> <tr><td>22. 補足事項</td><td>.....</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">添付資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>様式-1</td><td>工程表</td></tr> <tr><td>様式-2</td><td>工事履行報告</td></tr> <tr><td>様式-3</td><td>残存物件調査</td></tr> <tr><td>様式-4</td><td>再生資材供給可能量の照会について</td></tr> <tr><td>様式-5</td><td>再生資材使用計画書</td></tr> <tr><td>様式-6</td><td>工事記録情報 完了届</td></tr> <tr><td>様式-7</td><td>不動産貸付申請書</td></tr> <tr><td>様式-8</td><td>間接工事費計画書の提出について</td></tr> <tr><td>様式-9、別添</td><td>間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書</td></tr> <tr><td>様式-10</td><td>間接工事費増加費用見積書</td></tr> <tr><td>様式-11</td><td>間接工事費増加費用の負担同意書</td></tr> <tr><td>様式-12、別添</td><td>材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書</td></tr> <tr><td>様式-13</td><td>材料調達実績報告書の提出について</td></tr> <tr><td>別添-1</td><td>取得報告書</td></tr> <tr><td>別添-2</td><td>実績価格調査票</td></tr> </tbody> </table>	目次		頁	1. 工事概要	1	2. 適用する共通仕様書	1	3. 監督員、主任補助監督員の権限	1	4. 配置技術者に関する事項	2	5. 関連施設その他の関係	2	6. 作業日及び作業期間に関する事項	4	7. 関連工事に関する事項	5	8. 工事費構成内訳書に関する事項	6	9. 工程表及び履行報告に関する事項	6	10. 工事用材料に関する事項	6	11. 支給材及び貸与品に関する事項	7	12. 残存物件の処理に関する事項	7	13. 保安に関する事項	8	14. 環境保全に関する事項	11	15. 再生資源及び建設副産物に関する事項	12	16. 現場環境改善に関する事項	12	17. 業務用プレート等に関する事項	12	18. 工事変更等検討会の設置	12	19. 週休2日工事	13	20. 工事細部に関する事項	15	21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	21	22. 補足事項	22	添付資料		様式-1	工程表	様式-2	工事履行報告	様式-3	残存物件調査	様式-4	再生資材供給可能量の照会について	様式-5	再生資材使用計画書	様式-6	工事記録情報 完了届	様式-7	不動産貸付申請書	様式-8	間接工事費計画書の提出について	様式-9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書	様式-10	間接工事費増加費用見積書	様式-11	間接工事費増加費用の負担同意書	様式-12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書	様式-13	材料調達実績報告書の提出について	別添-1	取得報告書	別添-2	実績価格調査票
目次		頁																																																																																																					
1. 工事概要	1																																																																																																					
2. 適用する共通仕様書	1																																																																																																					
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1																																																																																																					
4. 配置技術者に関する事項	2																																																																																																					
5. 関連施設その他の関係	2																																																																																																					
6. 作業日及び作業期間に関する事項	4																																																																																																					
7. 関連工事に関する事項	5																																																																																																					
8. 工事費構成内訳書に関する事項	6																																																																																																					
9. 工程表及び履行報告に関する事項	6																																																																																																					
10. 工事用材料に関する事項	6																																																																																																					
11. 支給材及び貸与品に関する事項	7																																																																																																					
12. 残存物件の処理に関する事項	7																																																																																																					
13. 保安に関する事項	8																																																																																																					
14. 環境保全に関する事項	11																																																																																																					
15. 再生資源及び建設副産物に関する事項	12																																																																																																					
16. 現場環境改善に関する事項	12																																																																																																					
17. 業務用プレート等に関する事項	12																																																																																																					
18. 工事変更等検討会の設置	12																																																																																																					
19. 週休2日工事	13																																																																																																					
20. 工事細部に関する事項	15																																																																																																					
21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	21																																																																																																					
22. 補足事項	22																																																																																																					
添付資料																																																																																																							
様式-1	工程表																																																																																																						
様式-2	工事履行報告																																																																																																						
様式-3	残存物件調査																																																																																																						
様式-4	再生資材供給可能量の照会について																																																																																																						
様式-5	再生資材使用計画書																																																																																																						
様式-6	工事記録情報 完了届																																																																																																						
様式-7	不動産貸付申請書																																																																																																						
様式-8	間接工事費計画書の提出について																																																																																																						
様式-9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書																																																																																																						
様式-10	間接工事費増加費用見積書																																																																																																						
様式-11	間接工事費増加費用の負担同意書																																																																																																						
様式-12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書																																																																																																						
様式-13	材料調達実績報告書の提出について																																																																																																						
別添-1	取得報告書																																																																																																						
別添-2	実績価格調査票																																																																																																						

正誤表(2)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																																												
<p>特記仕様書 P15</p>	<p>誤</p>		<p>20. 工事細部に関する事項</p> <p>20-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策</p> <p>20-2 作業時間帯による単備表の表記区分 単備表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="955 638 1438 712"> <thead> <tr> <th>作業時間帯</th> <th>単備表の項目末尾の表記</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>(夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間作業</td> <td>無表記</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-3 事前調査 受注者は本工事の施工に先立ち、現地状況の調査(設計図書と現地の整合確認)を行うとともに遮音壁工の割付け図の作成を行うものとする。事前調査の結果及び割付け図は速やかに監督員に報告及び提出し、その指示に従うものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単備に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <p>20-4 標識撤去工</p> <p>20-4-1 種別及び発生材の処理 共通仕様書16-12-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="892 979 1543 1157"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱B1</td> <td>H鋼 複柱(H=100~H=125) 埋込み式</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする</td> </tr> <tr> <td>標識柱D1</td> <td>鋼管 単柱埋込み式</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする</td> </tr> <tr> <td>反射式A</td> <td>反射式案内標識板</td> <td>車間距離標識 (道路付属施設案内標識)</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-4-2 支払 共通仕様書16-12-4「支払」を次のとおり変更する。 標識撤去工の支払は、前項の規定に従って検出された数量に対し、それぞれ1基、1㎡又は1枚当りの契約単備で行うものとする。この契約単備には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識の撤去、支柱の切断、発生材の運搬、荷卸し等標識撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="934 1291 1438 1439"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>検出の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16-(23) 標識柱撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 標識柱B1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td> 標識柱D1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>16-(24) 標識板撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 反射式A</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">15</p>	作業時間帯	単備表の項目末尾の表記	備考	夜間作業	(夜)		昼間作業	無表記		単備表の項目	区分内容	備考	標識柱B1	H鋼 複柱(H=100~H=125) 埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする	標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする	反射式A	反射式案内標識板	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)	単備表の項目	検出の単位	16-(23) 標識柱撤去工		標識柱B1	基	標識柱D1	基	16-(24) 標識板撤去工		反射式A	㎡																									
作業時間帯	単備表の項目末尾の表記	備考																																																											
夜間作業	(夜)																																																												
昼間作業	無表記																																																												
単備表の項目	区分内容	備考																																																											
標識柱B1	H鋼 複柱(H=100~H=125) 埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする																																																											
標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする																																																											
反射式A	反射式案内標識板	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)																																																											
単備表の項目	検出の単位																																																												
16-(23) 標識柱撤去工																																																													
標識柱B1	基																																																												
標識柱D1	基																																																												
16-(24) 標識板撤去工																																																													
反射式A	㎡																																																												
<p>20-4 標識工追記</p>	<p>正</p>		<p>20. 工事細部に関する事項</p> <p>20-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策</p> <p>20-2 作業時間帯による単備表の表記区分 単備表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="955 1810 1438 1884"> <thead> <tr> <th>作業時間帯</th> <th>単備表の項目末尾の表記</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>(夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間作業</td> <td>無表記</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-3 事前調査 受注者は本工事の施工に先立ち、現地状況の調査(設計図書と現地の整合確認)を行うとともに遮音壁工の割付け図の作成を行うものとする。事前調査の結果及び割付け図は速やかに監督員に報告及び提出し、その指示に従うものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単備に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <p>20-4 標識工</p> <p>20-4-1 標識柱の製作及び設置工 共通仕様書16-3-2(2)を下記の通り変更及び追加する。</p> <table border="1" data-bbox="903 2136 1554 2285"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>区分</th> <th>標識標準図集 No.</th> <th>点検足場の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱B1</td> <td>H鋼 複柱(H100~H125) 埋込み式</td> <td>DS06</td> <td>無し</td> <td>一般図G48</td> </tr> <tr> <td>標識柱D1</td> <td>鋼管 単柱埋込み式</td> <td>DS67A</td> <td>〃</td> <td>一般図G106~G107</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般図とは、「標識標準図集(令和6年7月)」内の一般図を示す。</p> <p>20-4-2 反射式標識板工 共通仕様書16-3-3(2)を下記の通り変更及び追加する。</p> <table border="1" data-bbox="913 2359 1564 2597"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>標識標準図集 No.</th> <th>寸法(m)</th> <th>面積(m²)</th> <th>設置KP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">反射式 A</td> <td rowspan="4">反射式案内標識板(カプセルレンズ型、カプセルプリズム型)</td> <td rowspan="2">A22</td> <td>1.2×2.0</td> <td>2.39</td> <td>22.200</td> </tr> <tr> <td>1.0×1.5</td> <td>1.49</td> <td>21.700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A23</td> <td>0.75×1.5</td> <td>1.11</td> <td>21.650</td> </tr> <tr> <td>0.75×1.5</td> <td>1.11</td> <td>21.950</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.75×1.5</td> <td>1.11</td> <td>21.600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.75×1.5</td> <td>1.11</td> <td>21.900</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、標識レイアウトについて監督員の確認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">15</p>	作業時間帯	単備表の項目末尾の表記	備考	夜間作業	(夜)		昼間作業	無表記		単備表の項目	区分	標識標準図集 No.	点検足場の有無	備考	標識柱B1	H鋼 複柱(H100~H125) 埋込み式	DS06	無し	一般図G48	標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	DS67A	〃	一般図G106~G107	単備表の項目	区分内容	標識標準図集 No.	寸法(m)	面積(m ²)	設置KP	反射式 A	反射式案内標識板(カプセルレンズ型、カプセルプリズム型)	A22	1.2×2.0	2.39	22.200	1.0×1.5	1.49	21.700	A23	0.75×1.5	1.11	21.650	0.75×1.5	1.11	21.950				0.75×1.5	1.11	21.600				0.75×1.5	1.11	21.900
作業時間帯	単備表の項目末尾の表記	備考																																																											
夜間作業	(夜)																																																												
昼間作業	無表記																																																												
単備表の項目	区分	標識標準図集 No.	点検足場の有無	備考																																																									
標識柱B1	H鋼 複柱(H100~H125) 埋込み式	DS06	無し	一般図G48																																																									
標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	DS67A	〃	一般図G106~G107																																																									
単備表の項目	区分内容	標識標準図集 No.	寸法(m)	面積(m ²)	設置KP																																																								
反射式 A	反射式案内標識板(カプセルレンズ型、カプセルプリズム型)	A22	1.2×2.0	2.39	22.200																																																								
			1.0×1.5	1.49	21.700																																																								
		A23	0.75×1.5	1.11	21.650																																																								
			0.75×1.5	1.11	21.950																																																								
			0.75×1.5	1.11	21.600																																																								
			0.75×1.5	1.11	21.900																																																								

正誤表(3)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																						
<p>特記仕様書 P15</p> <p>20-4 標識撤去工 内容追記</p> <p>項目番号の 変更</p>	<p>誤</p>	<p>20. 工事細部に関する事項</p> <p>20-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策</p> <p>20-2 作業時間帯による単価表の表記区分 単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="961 647 1444 715"> <thead> <tr> <th>作業時間帯</th> <th>単価表の項目末尾の表記</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>(夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間作業</td> <td>無表記</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-3 事前調査 受注者は本工事の施工に先立ち、現地状況の調査(設計図書と現地の整合確認)を行うとともに遮音壁工の割付け図の作成を行うものとする。事前調査の結果及び割付け図は速やかに監督員に報告及び提出し、その指示に従うものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <p>20-4 標識撤去工</p> <p>20-4-1 種別及び発生材の処理 共通仕様書16-12-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 991 1556 1160"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱B1</td> <td>H鋼 複柱 (H=100~H=125) 埋込み式</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする</td> </tr> <tr> <td>標識柱D1</td> <td>鋼管 単柱埋込み式</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする</td> </tr> <tr> <td>反射式A</td> <td>反射式案内標識板</td> <td>車間距離標識 (道路付属施設案内標識)</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-4-2 支払 共通仕様書16-12-4「支払」を次のとおり変更する。 標識撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基、1㎡又は1枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識の撤去、支柱の切断、発生材の運搬、荷卸し等標識撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="940 1299 1451 1436"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16-(23) 標識柱撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 標識柱B1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td> 標識柱D1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>16-(24) 標識板撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 反射式A</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">15</p>	作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考	夜間作業	(夜)		昼間作業	無表記		単価表の項目	区分内容	備考	標識柱B1	H鋼 複柱 (H=100~H=125) 埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする	標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする	反射式A	反射式案内標識板	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)	単価表の項目	検測の単位	16-(23) 標識柱撤去工		標識柱B1	基	標識柱D1	基	16-(24) 標識板撤去工		反射式A	㎡				
作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考																																					
夜間作業	(夜)																																						
昼間作業	無表記																																						
単価表の項目	区分内容	備考																																					
標識柱B1	H鋼 複柱 (H=100~H=125) 埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする																																					
標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする																																					
反射式A	反射式案内標識板	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)																																					
単価表の項目	検測の単位																																						
16-(23) 標識柱撤去工																																							
標識柱B1	基																																						
標識柱D1	基																																						
16-(24) 標識板撤去工																																							
反射式A	㎡																																						
	<p>正</p>	<p>20-5 標識撤去工</p> <p>20-5-1 種別及び発生材の処理 共通仕様書16-12-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 1703 1587 1941"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>標識標準図集 No.</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱B1</td> <td>H鋼 複柱 (H100~H125) 埋込み式</td> <td>DS06</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G48</td> </tr> <tr> <td>標識柱D1</td> <td>鋼管 単柱埋込み式</td> <td>DS67A</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G106~G107</td> </tr> <tr> <td>反射式A</td> <td>反射式案内標識板</td> <td>A22~A23</td> <td>車間距離標識 (道路付属施設案内標識)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般図とは、「標識標準図集(令和6年7月)」内の一般図を示す。</p> <p>20-5-2 支払 共通仕様書16-12-4「支払」を次のとおり変更する。 標識撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基、1㎡又は1枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識の撤去、支柱の切断、発生材の運搬、荷卸し等標識撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="940 2101 1451 2237"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16-(23) 標識柱撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 標識柱B1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td> 標識柱D1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>16-(24) 標識板撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 反射式A</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6 遮音壁工</p> <p>20-6-1 種別 共通仕様書18-3-2「種別」(2)支柱落下防止装置に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="905 2347 1577 2436"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)</td> <td>IV-0-4(H=2m)MIへ施工</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td></td> <td>IV-0-2(H=3m)MIへ施工</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6-2 基礎工 共通仕様書18-3-3(3)「施工」に次を追加する。 4) 基礎くい施工は、アースオーガ施工の打込み機械を使用するものとする。</p> <p>20-6-3 遮音板 共通仕様書18-3-5(2)「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p style="text-align: center;">16</p>	単価表の項目	区分内容	標識標準図集 No.	備考	標識柱B1	H鋼 複柱 (H100~H125) 埋込み式	DS06	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G48	標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	DS67A	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G106~G107	反射式A	反射式案内標識板	A22~A23	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)	単価表の項目	検測の単位	16-(23) 標識柱撤去工		標識柱B1	基	標識柱D1	基	16-(24) 標識板撤去工		反射式A	㎡	単価表の項目	区分内容	備考	HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MIへ施工	HS-B(H≤4m)B		IV-0-2(H=3m)MIへ施工
単価表の項目	区分内容	標識標準図集 No.	備考																																				
標識柱B1	H鋼 複柱 (H100~H125) 埋込み式	DS06	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G48																																				
標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	DS67A	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G106~G107																																				
反射式A	反射式案内標識板	A22~A23	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)																																				
単価表の項目	検測の単位																																						
16-(23) 標識柱撤去工																																							
標識柱B1	基																																						
標識柱D1	基																																						
16-(24) 標識板撤去工																																							
反射式A	㎡																																						
単価表の項目	区分内容	備考																																					
HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MIへ施工																																					
HS-B(H≤4m)B		IV-0-2(H=3m)MIへ施工																																					

正誤表(4)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																						
<p>特記仕様書 P16</p>	<p>誤</p>	<p>20-5 遮音壁工 20-5-1 種別 共通仕様書18-3-2「種別」(2)支柱落下防止装置に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="884 507 1577 602"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)</td> <td>IV-0-4(H=2m)MIへ施工</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td></td> <td>IV-0-2(H=3m)MIへ施工</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-5-2 基礎工 共通仕様書18-3-3(3)「施工」に次を追加する。 4)基礎ぐい施工は、アースオーガ施工の打込み機械を使用するものとする。</p> <p>20-5-3 遮音板 共通仕様書18-3-5(2)「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p>20-5-4 支払 共通仕様書18-3-12「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="884 854 1577 949"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(8) 支柱落下防止装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6 遮音板取替工 20-6-1 種別 共通仕様書18-1-4-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本 特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="884 1092 1577 1279"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>既設遮音壁(擁壁天端付け)の金属製遮音板及び固定 金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位 置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転 防止ワイヤを本線から設置するもの。</td> <td>孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>既存の先端改良型遮音壁(分岐型遮音壁B)を撤去 後、再設置するもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6-2 材料 共通仕様書18-1-4-3「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p style="text-align: center;">16</p>	単価表の項目	区分内容	備考	HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MIへ施工	HS-B(H≤4m)B		IV-0-2(H=3m)MIへ施工	単価表の項目	検測の単位	18-(8) 支柱落下防止装置		HS-B(H≤4m)A	箇所	HS-B(H≤4m)B	箇所	単価表の項目	区分内容	備考	A1	既設遮音壁(擁壁天端付け)の金属製遮音板及び固定 金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位 置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転 防止ワイヤを本線から設置するもの。	孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。	B1	既存の先端改良型遮音壁(分岐型遮音壁B)を撤去 後、再設置するもの。												
単価表の項目	区分内容	備考																																					
HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MIへ施工																																					
HS-B(H≤4m)B		IV-0-2(H=3m)MIへ施工																																					
単価表の項目	検測の単位																																						
18-(8) 支柱落下防止装置																																							
HS-B(H≤4m)A	箇所																																						
HS-B(H≤4m)B	箇所																																						
単価表の項目	区分内容	備考																																					
A1	既設遮音壁(擁壁天端付け)の金属製遮音板及び固定 金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位 置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転 防止ワイヤを本線から設置するもの。	孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。																																					
B1	既存の先端改良型遮音壁(分岐型遮音壁B)を撤去 後、再設置するもの。																																						
<p>項目番号の 変更</p>	<p>正</p>	<table border="1" data-bbox="884 1626 1577 1852"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>標識標準図集 No.</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱B1</td> <td>H鋼 複柱(H100~H125) 埋込み式</td> <td>DS06</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G48</td> </tr> <tr> <td>標識柱D1</td> <td>鋼管 単柱埋込み式</td> <td>DS67A</td> <td>車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G106~G107</td> </tr> <tr> <td>反射式A</td> <td>反射式案内標識板</td> <td>A22~A23</td> <td>車間距離標識 (道路付属施設案内標識)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般図とは、「標識標準図集(令和6年7月)」内の一般図を示す。</p> <p>20-5-2 支払 共通仕様書16-1-2-4「支払」を次のとおり変更する。 標識撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基、1㎡又は1枚 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識 の撤去、支柱の切断、発生材の運搬、荷卸し等標識撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本 工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="884 2041 1577 2178"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16-(23) 標識柱撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識柱B1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>標識柱D1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>16-(24) 標識板撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>反射式A</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6 遮音壁工 20-6-1 種別 共通仕様書18-3-2「種別」(2)支柱落下防止装置に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="884 2279 1577 2374"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)</td> <td>IV-0-4(H=2m)MIへ施工</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td></td> <td>IV-0-2(H=3m)MIへ施工</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6-2 基礎工 共通仕様書18-3-3(3)「施工」に次を追加する。 4)基礎ぐい施工は、アースオーガ施工の打込み機械を使用するものとする。</p> <p>20-6-3 遮音板 共通仕様書18-3-5(2)「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p>20-6-4 支払 共通仕様書18-3-12「支払」に次を追加する。</p> <p style="text-align: center;">16</p>	単価表の項目	区分内容	標識標準図集 No.	備考	標識柱B1	H鋼 複柱(H100~H125) 埋込み式	DS06	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G48	標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	DS67A	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G106~G107	反射式A	反射式案内標識板	A22~A23	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)	単価表の項目	検測の単位	16-(23) 標識柱撤去工		標識柱B1	基	標識柱D1	基	16-(24) 標識板撤去工		反射式A	㎡	単価表の項目	区分内容	備考	HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MIへ施工	HS-B(H≤4m)B		IV-0-2(H=3m)MIへ施工
単価表の項目	区分内容	標識標準図集 No.	備考																																				
標識柱B1	H鋼 複柱(H100~H125) 埋込み式	DS06	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G48																																				
標識柱D1	鋼管 単柱埋込み式	DS67A	車間距離標識 支柱は地表面で切断とする 一般図G106~G107																																				
反射式A	反射式案内標識板	A22~A23	車間距離標識 (道路付属施設案内標識)																																				
単価表の項目	検測の単位																																						
16-(23) 標識柱撤去工																																							
標識柱B1	基																																						
標識柱D1	基																																						
16-(24) 標識板撤去工																																							
反射式A	㎡																																						
単価表の項目	区分内容	備考																																					
HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MIへ施工																																					
HS-B(H≤4m)B		IV-0-2(H=3m)MIへ施工																																					

正誤表(5)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																											
<p>特記仕様書 P16</p> <p>20-6 遮音壁 取替工</p>	<p>誤</p>	<p>20-5 遮音壁工 20-5-1 種別 共通仕様書18-3-2「種別」(2)支柱落下防止装置に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="898 507 1562 596"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)</td> <td>IV-0-4(H=2m)MI~施工</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td>支柱回転防止装置</td> <td>IV-0-2(H=3m)MI~施工</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-5-2 基礎工 共通仕様書18-3-3(3)「施工」に次を追加する。 4)基礎ぐい施工は、アースオーガ施工の打込み機械を使用するものとする。</p> <p>20-5-3 遮音板 共通仕様書18-3-5(2)「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p>20-5-4 支払 共通仕様書18-3-12「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="932 854 1444 943"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(8) 支柱落下防止装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6 遮音板取替工 20-6-1 種別 共通仕様書18-1-4-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本 特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="884 1086 1549 1285"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>既設遮音壁(擁壁天端付け)の金属製遮音板及び固定 金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位 置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転 防止ワイヤを本線から設置するもの。</td> <td>孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>既存の先端改良型遮音壁(分岐型遮音壁B)を撤去 後、再設置するもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-6-2 材料 共通仕様書18-1-4-3「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p style="text-align: center;">16</p>	単価表の項目	区分内容	備考	HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MI~施工	HS-B(H≤4m)B	支柱回転防止装置	IV-0-2(H=3m)MI~施工	単価表の項目	検測の単位	18-(8) 支柱落下防止装置		HS-B(H≤4m)A	箇所	HS-B(H≤4m)B	箇所	単価表の項目	区分内容	備考	A1	既設遮音壁(擁壁天端付け)の金属製遮音板及び固定 金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位 置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転 防止ワイヤを本線から設置するもの。	孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。	B1	既存の先端改良型遮音壁(分岐型遮音壁B)を撤去 後、再設置するもの。	
単価表の項目	区分内容	備考																										
HS-B(H≤4m)A	支柱壁高欄背面取付型式 (支柱落下防止装置及び 支柱回転防止装置)	IV-0-4(H=2m)MI~施工																										
HS-B(H≤4m)B	支柱回転防止装置	IV-0-2(H=3m)MI~施工																										
単価表の項目	検測の単位																											
18-(8) 支柱落下防止装置																												
HS-B(H≤4m)A	箇所																											
HS-B(H≤4m)B	箇所																											
単価表の項目	区分内容	備考																										
A1	既設遮音壁(擁壁天端付け)の金属製遮音板及び固定 金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位 置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転 防止ワイヤを本線から設置するもの。	孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。																										
B1	既存の先端改良型遮音壁(分岐型遮音壁B)を撤去 後、再設置するもの。																											
<p>区分内容 追記</p> <p>項目番号の 変更</p>	<p>正</p>	<p>20-6-4 支払 共通仕様書18-3-12「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="932 1685 1444 1774"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(8) 支柱落下防止装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)A</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>HS-B(H≤4m)B</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-7 遮音板取替工 20-7-1 種別 共通仕様書18-1-4-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本 特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 1923 1549 2160"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>既設遮音壁の金属製遮音板(標準図M(2mタイプ、遮 音板高さ5m)及び固定金具を撤去後新材による取 替、また、支柱の所定の位置に孔明けを施し、遮音板 落下防止ワイヤ(標準図PS(L=2m)、支柱回転防 止ワイヤ(標準図HT-A)を本線から設置するもの。 金属板最上部は(標準図M-T(L=2m))を設置とす る。</td> <td>孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>既存の遮音壁(標準図EM-DG-B(遮音壁2mタイ プ、設置高さ5mとなったもの))を撤去後、再設置す るもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*標準図とは、「遮音壁標準設計図集(令和6年7月)」を示す。</p> <p>20-7-2 材料 共通仕様書18-1-4-3「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p>20-7-3 施工 共通仕様書18-1-4-4「施工」に次を追加する。 既設支柱の所定の位置に孔明けをする際、損傷を与えないように慎重に行い、防錆処理を施すもの とする。なお、既設遮音壁の取替にあたっては撤去した同日に行うものとする。</p> <p>20-7-4 支払 共通仕様書18-1-4-6「支払」を次のとおり変更する。 遮音板取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当りの契約単価 で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う遮音板の撤去、発生 材の運搬、荷卸し、既設支柱への孔明け、遮音板、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転防止ワイヤの設 置等遮音板取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸 経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="932 2564 1444 2623"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(19) 遮音板取替工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">17</p>	単価表の項目	検測の単位	18-(8) 支柱落下防止装置		HS-B(H≤4m)A	箇所	HS-B(H≤4m)B	箇所	単価表の項目	区分内容	備考	A1	既設遮音壁の金属製遮音板(標準図M(2mタイプ、遮 音板高さ5m)及び固定金具を撤去後新材による取 替、また、支柱の所定の位置に孔明けを施し、遮音板 落下防止ワイヤ(標準図PS(L=2m)、支柱回転防 止ワイヤ(標準図HT-A)を本線から設置するもの。 金属板最上部は(標準図M-T(L=2m))を設置とす る。	孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。	B1	既存の遮音壁(標準図EM-DG-B(遮音壁2mタイ プ、設置高さ5mとなったもの))を撤去後、再設置す るもの。		単価表の項目	検測の単位	18-(19) 遮音板取替工						
単価表の項目	検測の単位																											
18-(8) 支柱落下防止装置																												
HS-B(H≤4m)A	箇所																											
HS-B(H≤4m)B	箇所																											
単価表の項目	区分内容	備考																										
A1	既設遮音壁の金属製遮音板(標準図M(2mタイプ、遮 音板高さ5m)及び固定金具を撤去後新材による取 替、また、支柱の所定の位置に孔明けを施し、遮音板 落下防止ワイヤ(標準図PS(L=2m)、支柱回転防 止ワイヤ(標準図HT-A)を本線から設置するもの。 金属板最上部は(標準図M-T(L=2m))を設置とす る。	孔明け位置は遮音板落 下防止ワイヤ(2箇 所)、支柱回転防止ワ イヤ(1箇所)設置位 置とする。																										
B1	既存の遮音壁(標準図EM-DG-B(遮音壁2mタイ プ、設置高さ5mとなったもの))を撤去後、再設置す るもの。																											
単価表の項目	検測の単位																											
18-(19) 遮音板取替工																												

正誤表(6)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																																																				
<p>特記仕様書 P17</p>	<p>誤</p>	<p>20-6-3 施工 共通仕様書18-14-4「施工」に次を追加する。 既設支柱の所定の位置に孔明けをする際、損傷を与えないように慎重に行い、防錆処理を施すものとする。なお、既設遮音壁の取替にあたっては撤去した同日に行うものとする。</p> <p>20-6-4 支払 共通仕様書18-14-6「支払」を次のとおり変更する。 遮音板取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う遮音板の撤去、発生材の運搬、荷卸し、既設支柱への孔明け、遮音板、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転防止ワイヤの設置等遮音板取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="924 727 1438 816"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(19) 遮音板取替工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-7 交通規制工 20-7-1 種別 共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="892 979 1554 1261"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 L×N A</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:30~17:30 (9:00~17:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A1</td> <td>5:30~15:30 (6:30~14:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A2</td> <td>8:30~18:30 (9:30~17:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M A(夜)</td> <td>22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M B(夜)</td> <td>21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)~注3)のとおり。 ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。 ③ ()内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。 ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含まれるものとする。 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">17</p>	単価表の項目	検測の単位	18-(19) 遮音板取替工		A1	枚	B1	枚	単価表の項目	区分内容	規制時間	備考	路肩規制 L×N A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:30~17:30 (9:00~17:00)		1車線規制 L×N×M A1	5:30~15:30 (6:30~14:30)		1車線規制 L×N×M A2	8:30~18:30 (9:30~17:30)		2車線規制 L×N×M A(夜)	22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)		2車線規制 L×N×M B(夜)	21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																				
18-(19) 遮音板取替工																																																																					
A1	枚																																																																				
B1	枚																																																																				
単価表の項目	区分内容	規制時間	備考																																																																		
路肩規制 L×N A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:30~17:30 (9:00~17:00)																																																																			
1車線規制 L×N×M A1		5:30~15:30 (6:30~14:30)																																																																			
1車線規制 L×N×M A2		8:30~18:30 (9:30~17:30)																																																																			
2車線規制 L×N×M A(夜)		22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)																																																																			
2車線規制 L×N×M B(夜)		21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)																																																																			
<p>項目番号の変更</p>		<p>正</p>	<table border="1" data-bbox="556 1706 1050 1825"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(8) 支柱落下防止装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>HS-B (H≦4m) A</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>HS-B (H≦4m) B</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-7 遮音板取替工 20-7-1 種別 共通仕様書18-14-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。発生材の処理方法は、本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="556 1944 1123 2151"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>既設遮音壁の金属製遮音板(標準図M(2mタイプ、遮音板高さ5m))及び固定金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ(標準図PS(L=2m))、支柱回転防止ワイヤ(標準図HT-A)を本線から設置するもの。金属板最上部は(標準図M-T(L=2m))を設置とする。</td> <td>孔明け位置は遮音板落下防止ワイヤ(2箇所)、支柱回転防止ワイヤ(1箇所)設置位置とする。</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>既存の遮音壁(標準図EM-DG-B(遮音壁2mタイプ、設置高さ5mとなったもの))を撤去後、再設置するもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※標準図とは、「遮音壁標準設計図集(令和6年7月)」を示す。</p> <p>20-7-2 材料 共通仕様書18-14-3「材料」に次を追加する。 遮音板の設置に利用する固定金具は低騒音型とする。</p> <p>20-7-3 施工 共通仕様書18-14-4「施工」に次を追加する。 既設支柱の所定の位置に孔明けをする際、損傷を与えないように慎重に行い、防錆処理を施すものとする。なお、既設遮音壁の取替にあたっては撤去した同日に行うものとする。</p> <p>20-7-4 支払 共通仕様書18-14-6「支払」を次のとおり変更する。 遮音板取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う遮音板の撤去、発生材の運搬、荷卸し、既設支柱への孔明け、遮音板、遮音板落下防止ワイヤ、支柱回転防止ワイヤの設置等遮音板取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="556 2507 1050 2567"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(19) 遮音板取替工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">17</p> <table border="1" data-bbox="1291 1676 1764 1736"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-8 交通規制工 20-8-1 種別 共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1312 1855 1879 2107"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 L×N A</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:30~17:30 (9:00~17:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A1</td> <td>5:30~15:30 (6:30~14:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A2</td> <td>8:30~18:30 (9:30~17:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M A(夜)</td> <td>22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M B(夜)</td> <td>21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)~注3)のとおり。 ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。 ③ ()内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。 ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含まれるものとする。 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>20-8-2 支払 共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1344 2285 1785 2418"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(1) 交通規制工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制 L×N A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A1</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A2</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M B</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 交通保安要員 20-9-1 種別及び配置 (1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1344 2507 1785 2567"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1(夜)</td> <td>23:00~翌04:00</td> <td>上り線</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">18</p>	単価表の項目	検測の単位	18-(8) 支柱落下防止装置		HS-B (H≦4m) A	箇所	HS-B (H≦4m) B	箇所	単価表の項目	区分内容	備考	A1	既設遮音壁の金属製遮音板(標準図M(2mタイプ、遮音板高さ5m))及び固定金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ(標準図PS(L=2m))、支柱回転防止ワイヤ(標準図HT-A)を本線から設置するもの。金属板最上部は(標準図M-T(L=2m))を設置とする。	孔明け位置は遮音板落下防止ワイヤ(2箇所)、支柱回転防止ワイヤ(1箇所)設置位置とする。	B1	既存の遮音壁(標準図EM-DG-B(遮音壁2mタイプ、設置高さ5mとなったもの))を撤去後、再設置するもの。		単価表の項目	検測の単位	18-(19) 遮音板取替工		単価表の項目	検測の単位	A1	枚	B1	枚	単価表の項目	区分内容	規制時間	備考	路肩規制 L×N A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:30~17:30 (9:00~17:00)		1車線規制 L×N×M A1	5:30~15:30 (6:30~14:30)		1車線規制 L×N×M A2	8:30~18:30 (9:30~17:30)		2車線規制 L×N×M A(夜)	22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)		2車線規制 L×N×M B(夜)	21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)		単価表の項目	検測の単位	19-(1) 交通規制工		路肩規制 L×N A	回	1車線規制 L×N×M A1	回	1車線規制 L×N×M A2	回	2車線規制 L×N×M A	回	2車線規制 L×N×M B	回	単価表の項目	配置時間	備考	交通監視員A1(夜)	23:00~翌04:00
単価表の項目	検測の単位																																																																				
18-(8) 支柱落下防止装置																																																																					
HS-B (H≦4m) A	箇所																																																																				
HS-B (H≦4m) B	箇所																																																																				
単価表の項目	区分内容	備考																																																																			
A1	既設遮音壁の金属製遮音板(標準図M(2mタイプ、遮音板高さ5m))及び固定金具を撤去後新材による取替、また、支柱の所定の位置に孔明けを施し、遮音板落下防止ワイヤ(標準図PS(L=2m))、支柱回転防止ワイヤ(標準図HT-A)を本線から設置するもの。金属板最上部は(標準図M-T(L=2m))を設置とする。	孔明け位置は遮音板落下防止ワイヤ(2箇所)、支柱回転防止ワイヤ(1箇所)設置位置とする。																																																																			
B1	既存の遮音壁(標準図EM-DG-B(遮音壁2mタイプ、設置高さ5mとなったもの))を撤去後、再設置するもの。																																																																				
単価表の項目	検測の単位																																																																				
18-(19) 遮音板取替工																																																																					
単価表の項目	検測の単位																																																																				
A1	枚																																																																				
B1	枚																																																																				
単価表の項目	区分内容	規制時間	備考																																																																		
路肩規制 L×N A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:30~17:30 (9:00~17:00)																																																																			
1車線規制 L×N×M A1		5:30~15:30 (6:30~14:30)																																																																			
1車線規制 L×N×M A2		8:30~18:30 (9:30~17:30)																																																																			
2車線規制 L×N×M A(夜)		22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)																																																																			
2車線規制 L×N×M B(夜)		21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)																																																																			
単価表の項目		検測の単位																																																																			
19-(1) 交通規制工																																																																					
路肩規制 L×N A	回																																																																				
1車線規制 L×N×M A1	回																																																																				
1車線規制 L×N×M A2	回																																																																				
2車線規制 L×N×M A	回																																																																				
2車線規制 L×N×M B	回																																																																				
単価表の項目	配置時間	備考																																																																			
交通監視員A1(夜)	23:00~翌04:00	上り線																																																																			

正誤表(7)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																																																																				
<p>特記仕様書 P18</p>	<p>誤</p>		<p>20-7-2 支払 共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th colspan="2"></th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(1) 交通規制工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制</td> <td>L×N</td> <td>A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>1車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>A1</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>1車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>A2</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>2車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>2車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>B</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-8 交通保安要員 20-8-1 種別及び配置 (1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>配置時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1(夜)</td> <td>23:00~翌04:00</td> <td>上り線</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通監視員A2</td> <td>6:30~14:30</td> <td>上り線</td> </tr> <tr> <td>9:30~17:30</td> <td>下り線</td> </tr> <tr> <td>9:00~17:00</td> <td>上下線</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2(夜)</td> <td>23:30~翌7:30</td> <td>上り線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通誘導警備員B</td> <td>9:00~14:00</td> <td>一般道規制</td> </tr> <tr> <td>9:30~14:00</td> <td>一般道規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の配置時間は、作業時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通保安要員の種別</th> <th>配置人数</th> <th>交替要員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常磐自動車道 流山IC~柏IC ・車線規制</td> <td>交通監視員A1(夜)</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常磐自動車道 谷和原IC~谷田部IC ・路肩規制 ・車線規制</td> <td>交通監視員A2</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2(夜)</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道7-1232号線</td> <td rowspan="4">交通誘導警備員B</td> <td rowspan="4">2人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道7-1234号線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道7-1252号線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市道7-1251号線</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする</p> <p>18</p>	単備表の項目			検測の単位	19-(1) 交通規制工				路肩規制	L×N	A	回	1車線規制	L×N×M	A1	回	1車線規制	L×N×M	A2	回	2車線規制	L×N×M	A	回	2車線規制	L×N×M	B	回	単備表の項目	配置時間	備考	交通監視員A1(夜)	23:00~翌04:00	上り線	交通監視員A2	6:30~14:30	上り線	9:30~17:30	下り線	9:00~17:00	上下線	交通監視員A2(夜)	23:30~翌7:30	上り線	交通誘導警備員B	9:00~14:00	一般道規制	9:30~14:00	一般道規制	配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要	常磐自動車道 流山IC~柏IC ・車線規制	交通監視員A1(夜)	1人			常磐自動車道 谷和原IC~谷田部IC ・路肩規制 ・車線規制	交通監視員A2	1人			交通監視員A2(夜)	1人			市道7-1232号線	交通誘導警備員B	2人			市道7-1234号線			市道7-1252号線			市道7-1251号線		
単備表の項目			検測の単位																																																																																		
19-(1) 交通規制工																																																																																					
路肩規制	L×N	A	回																																																																																		
1車線規制	L×N×M	A1	回																																																																																		
1車線規制	L×N×M	A2	回																																																																																		
2車線規制	L×N×M	A	回																																																																																		
2車線規制	L×N×M	B	回																																																																																		
単備表の項目	配置時間	備考																																																																																			
交通監視員A1(夜)	23:00~翌04:00	上り線																																																																																			
交通監視員A2	6:30~14:30	上り線																																																																																			
	9:30~17:30	下り線																																																																																			
	9:00~17:00	上下線																																																																																			
交通監視員A2(夜)	23:30~翌7:30	上り線																																																																																			
交通誘導警備員B	9:00~14:00	一般道規制																																																																																			
	9:30~14:00	一般道規制																																																																																			
配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要																																																																																	
常磐自動車道 流山IC~柏IC ・車線規制	交通監視員A1(夜)	1人																																																																																			
常磐自動車道 谷和原IC~谷田部IC ・路肩規制 ・車線規制	交通監視員A2	1人																																																																																			
	交通監視員A2(夜)	1人																																																																																			
市道7-1232号線	交通誘導警備員B	2人																																																																																			
市道7-1234号線																																																																																					
市道7-1252号線																																																																																					
市道7-1251号線																																																																																					
<p>項目番号の 変更</p>	<p>正</p>		<p>A1 枚 B1 枚</p> <p>20-8 交通規制工 20-8-1 種別 共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単備表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路肩規制 L×N A</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:30~17:30 (9:00~17:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A1</td> <td>5:30~15:30 (6:30~14:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1車線規制 L×N×M A2</td> <td>8:30~18:30 (9:30~17:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2車線規制 L×N×M A(夜)</td> <td>22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2車線規制 L×N×M B(夜)</td> <td>21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)~注3)のとおり。 ②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。 ③()内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。 ④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含まれるものとする。 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>20-8-2 支払 共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th colspan="2"></th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(1) 交通規制工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>路肩規制</td> <td>L×N</td> <td>A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>1車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>A1</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>1車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>A2</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>2車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>A</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>2車線規制</td> <td>L×N×M</td> <td>B</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 交通保安要員 20-9-1 種別及び配置 (1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>配置時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1(夜)</td> <td>23:00~翌04:00</td> <td>上り線</td> </tr> </tbody> </table> <p>18</p>	単備表の項目	区分内容	規制時間	備考	路肩規制 L×N A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:30~17:30 (9:00~17:00)		1車線規制 L×N×M A1	5:30~15:30 (6:30~14:30)		1車線規制 L×N×M A2	8:30~18:30 (9:30~17:30)		2車線規制 L×N×M A(夜)	22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)		2車線規制 L×N×M B(夜)	21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)		単備表の項目			検測の単位	19-(1) 交通規制工				路肩規制	L×N	A	回	1車線規制	L×N×M	A1	回	1車線規制	L×N×M	A2	回	2車線規制	L×N×M	A	回	2車線規制	L×N×M	B	回	単備表の項目	配置時間	備考	交通監視員A1(夜)	23:00~翌04:00	上り線																												
単備表の項目	区分内容	規制時間	備考																																																																																		
路肩規制 L×N A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:30~17:30 (9:00~17:00)																																																																																			
1車線規制 L×N×M A1		5:30~15:30 (6:30~14:30)																																																																																			
1車線規制 L×N×M A2		8:30~18:30 (9:30~17:30)																																																																																			
2車線規制 L×N×M A(夜)		22:00~翌09:00 (23:30~翌07:30)																																																																																			
2車線規制 L×N×M B(夜)		21:30~翌05:30 (23:00~翌04:00)																																																																																			
		単備表の項目			検測の単位																																																																																
19-(1) 交通規制工																																																																																					
路肩規制	L×N	A	回																																																																																		
1車線規制	L×N×M	A1	回																																																																																		
1車線規制	L×N×M	A2	回																																																																																		
2車線規制	L×N×M	A	回																																																																																		
2車線規制	L×N×M	B	回																																																																																		
単備表の項目	配置時間	備考																																																																																			
交通監視員A1(夜)	23:00~翌04:00	上り線																																																																																			

正誤表(8)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																																																											
特記仕様書 P19 項目番号の 変更	誤	<div style="text-align: center;"> <p>20-8-2 支払 共通仕様書19-4-5「支払」に次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(2) 交通保安要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員A1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 試掘工 20-9-1 定義 試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、東日本高速道路(株)が管理する電源ケーブル及び通信ケーブル等の埋設箇所確認のために試掘を行うことをいう。</p> <p>20-9-2 種別 試掘工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単価表の項目</th> <th colspan="4">区分内容</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>縦[m]</th> <th>横[m]</th> <th>深さ[m]</th> <th>1箇所当り[m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.15</td> <td>遮音壁基礎ぐい施工箇所を対象に20m間隔で実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9-3 施工 試掘工の施工は、埋設物を損傷することの無いよう、人力にて掘削するものとする。</p> <p>20-9-4 報告 試掘工により得られたデータは、整理の上監督員に提出するものとする。また、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>20-9-5 数量の検測 試掘工の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。</p> <p>20-9-6 支払 試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、掘削箇所の復旧等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-(1) 試掘工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">19</p> </div>	単価表の項目	検測の単位	19-(2) 交通保安要員		交通監視員A1	人・日	交通監視員A2	人・日	交通誘導警備員B	人・日	単価表の項目	区分内容				摘要	縦[m]	横[m]	深さ[m]	1箇所当り[m ²]	A	0.5	0.5	0.6	0.15	遮音壁基礎ぐい施工箇所を対象に20m間隔で実施	単価表の項目	検測の単位	特-(1) 試掘工		A	箇所																																										
	単価表の項目	検測の単位																																																																										
19-(2) 交通保安要員																																																																												
交通監視員A1	人・日																																																																											
交通監視員A2	人・日																																																																											
交通誘導警備員B	人・日																																																																											
単価表の項目	区分内容				摘要																																																																							
	縦[m]	横[m]	深さ[m]	1箇所当り[m ²]																																																																								
A	0.5	0.5	0.6	0.15	遮音壁基礎ぐい施工箇所を対象に20m間隔で実施																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																											
特-(1) 試掘工																																																																												
A	箇所																																																																											
正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交通監視員A2</td> <td>6:30~14:30</td> <td>上り線</td> </tr> <tr> <td>9:30~17:30</td> <td>下り線</td> </tr> <tr> <td>9:00~17:00</td> <td>上下線</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2(夜)</td> <td>23:30~翌7:30</td> <td>上り線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通誘導警備員B</td> <td>9:00~14:00</td> <td>一般道規制</td> </tr> <tr> <td>9:30~14:00</td> <td>一般道規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の配置時間は、作業時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通保安要員の種別</th> <th>配置人数</th> <th>交替要員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">常磐自動車道 流山IC~柏IC ・車線規制</td> <td rowspan="3">交通監視員A1(夜)</td> <td rowspan="3">1人</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> <td rowspan="2">1人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2(夜)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">常磐自動車道 谷和原IC~谷田部IC ・路肩規制 ・車線規制</td> <td rowspan="4">交通監視員A2(夜)</td> <td rowspan="4">1人</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>市道7-1232号線</td> </tr> <tr> <td>市道7-1234号線</td> </tr> <tr> <td>市道7-1252号線</td> </tr> <tr> <td>市道7-1251号線</td> <td>規制箇所</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする</p> <p>20-9-2 支払 共通仕様書19-4-5「支払」に次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19-(2) 交通保安要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員A1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-10 試掘工 20-10-1 定義 試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、東日本高速道路(株)が管理する電源ケーブル及び通信ケーブル等の埋設箇所確認のために試掘を行うことをいう。</p> <p>20-10-2 種別 試掘工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転落防止柵撤去工</td> <td>転落防止柵を撤去するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">19</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-(1) 試掘工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-10-3 施工 試掘工の施工は、埋設物を損傷することの無いよう、人力にて掘削するものとする。</p> <p>20-10-4 報告 試掘工により得られたデータは、整理の上監督員に提出するものとする。また、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>20-10-5 数量の検測 試掘工の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。</p> <p>20-10-6 支払 試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、掘削箇所の復旧等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-(1) 試掘工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-11 転落防止柵撤去工 20-11-1 定義 転落防止柵撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去及び本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に規定する引渡し場所まで運搬することをいう。</p> <p>20-11-2 種別 転落防止柵撤去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転落防止柵撤去工</td> <td>転落防止柵を撤去するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-11-3 施工 既設構造物を撤去する際は、再利用が可能なよう慎重に撤去するものとする。なお、部材の取外しは原則としてボルト・ナットの取外しにより行うものとするが、取外し不可能な場合は速やかに監督員に連絡のうえ、その確認を得るものとする。</p> <p>20-11-4 数量の検測 転落防止柵撤去工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">20</p>	単価表の項目	配置時間	備考	交通監視員A2	6:30~14:30	上り線	9:30~17:30	下り線	9:00~17:00	上下線	交通監視員A2(夜)	23:30~翌7:30	上り線	交通誘導警備員B	9:00~14:00	一般道規制	9:30~14:00	一般道規制	配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要	常磐自動車道 流山IC~柏IC ・車線規制	交通監視員A1(夜)	1人			交通監視員A2	1人		交通監視員A2(夜)	常磐自動車道 谷和原IC~谷田部IC ・路肩規制 ・車線規制	交通監視員A2(夜)	1人			市道7-1232号線	市道7-1234号線	市道7-1252号線	市道7-1251号線	規制箇所	交通誘導警備員B	2人		単価表の項目	検測の単位	19-(2) 交通保安要員		交通監視員A1	人・日	交通監視員A2	人・日	交通誘導警備員B	人・日	単価表の項目	区分内容	転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。	単価表の項目	検測の単位	特-(1) 試掘工		A	箇所	単価表の項目	検測の単位	特-(1) 試掘工		A	箇所	単価表の項目	区分内容	転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。
単価表の項目	配置時間	備考																																																																										
交通監視員A2	6:30~14:30	上り線																																																																										
	9:30~17:30	下り線																																																																										
	9:00~17:00	上下線																																																																										
交通監視員A2(夜)	23:30~翌7:30	上り線																																																																										
交通誘導警備員B	9:00~14:00	一般道規制																																																																										
	9:30~14:00	一般道規制																																																																										
配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要																																																																								
常磐自動車道 流山IC~柏IC ・車線規制	交通監視員A1(夜)	1人																																																																										
					交通監視員A2	1人																																																																						
					交通監視員A2(夜)																																																																							
常磐自動車道 谷和原IC~谷田部IC ・路肩規制 ・車線規制	交通監視員A2(夜)	1人																																																																										
					市道7-1232号線																																																																							
					市道7-1234号線																																																																							
					市道7-1252号線																																																																							
市道7-1251号線	規制箇所	交通誘導警備員B	2人																																																																									
単価表の項目	検測の単位																																																																											
19-(2) 交通保安要員																																																																												
交通監視員A1	人・日																																																																											
交通監視員A2	人・日																																																																											
交通誘導警備員B	人・日																																																																											
単価表の項目	区分内容																																																																											
転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。																																																																											
単価表の項目	検測の単位																																																																											
特-(1) 試掘工																																																																												
A	箇所																																																																											
単価表の項目	検測の単位																																																																											
特-(1) 試掘工																																																																												
A	箇所																																																																											
単価表の項目	区分内容																																																																											
転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。																																																																											

正誤表(9)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																																					
<p>特記仕様書 P20</p>	<p>誤</p>	<p>20-10 転落防止柵撤去工 20-10-1 定義 転落防止柵撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去及び本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に規定する引渡し場所まで運搬することをいう。</p> <p>20-10-2 種別 転落防止柵撤去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 638 1558 688"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転落防止柵撤去工</td> <td>転落防止柵を撤去するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-10-3 施工 既設構造物を撤去する際は、再利用が可能なよう慎重に撤去するものとする。なお、部材の取外しは原則としてボルト・ナットの取外しにより行うものとするが、取外し不可能な場合は速やかに監督員に連絡のうえ、その確認を得るものとする。</p> <p>20-10-4 数量の検測 転落防止柵撤去工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>20-10-5 支払 転落防止柵撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、引渡しまでの運搬、荷卸し等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 1015 1558 1062"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (2) 転落防止柵撤去工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-11 路面標示消去工 20-11-1 定義 路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。</p> <p>20-11-2 種別 路面標示消去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 1222 1558 1270"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-11-3 施工 (1) 路面標示消去工はウォータージェット消去機を使用するものとし、回収した汚濁水については、関連法令を遵守し適切に処理するものとする。 (2) 濁水処理に要する費用については、監督員が現地確認のうえ受注者と協議し定めるものとする。なお費用とは沈殿に要する薬剤及び沈殿物の廃棄処理等の費用をいう。 (3) 本線通行車両に影響が無いように施工中の飛散対策を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">20</p>	単価表の項目	区分内容	転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。	単価表の項目	検測の単位	特- (2) 転落防止柵撤去工	m	単価表の項目	区分内容	A	既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの																								
単価表の項目	区分内容																																					
転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。																																					
単価表の項目	検測の単位																																					
特- (2) 転落防止柵撤去工	m																																					
単価表の項目	区分内容																																					
A	既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの																																					
<p>項目番号の 変更</p>	<p>正</p>	<table border="1" data-bbox="556 1685 1138 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単価表の項目</th> <th colspan="4">区分内容</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>縦[m]</th> <th>横[m]</th> <th>深さ[m]</th> <th>1箇所当り[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.15</td> <td>遮音壁基礎ぐい施工箇所を対象に20m間隔で実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-10-3 施工 試掘工の施工は、埋設物を損傷することの無いよう、人力にて掘削するものとする。</p> <p>20-10-4 報告 試掘工により得られたデータは、整理の上監督員に提出するものとする。また、これに要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>20-10-5 数量の検測 試掘工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。</p> <p>20-10-6 支払 試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、掘削箇所の復旧等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="556 2092 1138 2151"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (1) 試掘工 A</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-11 転落防止柵撤去工 20-11-1 定義 転落防止柵撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去及び本特記仕様書12-1「発生する残存物件と引渡し方法」に規定する引渡し場所まで運搬することをいう。</p> <p>20-11-2 種別 転落防止柵撤去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="556 2338 1138 2389"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転落防止柵撤去工</td> <td>転落防止柵を撤去するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-11-3 施工 既設構造物を撤去する際は、再利用が可能なよう慎重に撤去するものとする。なお、部材の取外しは原則としてボルト・ナットの取外しにより行うものとするが、取外し不可能な場合は速やかに監督員に連絡のうえ、その確認を得るものとする。</p> <p>20-11-4 数量の検測 転落防止柵撤去工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">20</p> <p>20-11-5 支払 転落防止柵撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、引渡しまでの運搬、荷卸し等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1312 1795 1873 1846"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (2) 転落防止柵撤去工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-12 路面標示消去工 20-12-1 定義 路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。</p> <p>20-12-2 種別 路面標示消去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1312 1994 1873 2041"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-12-3 施工 (1) 路面標示消去工はウォータージェット消去機を使用するものとし、回収した汚濁水については、関連法令を遵守し適切に処理するものとする。 (2) 濁水処理に要する費用については、監督員が現地確認のうえ受注者と協議し定めるものとする。なお費用とは沈殿に要する薬剤及び沈殿物の廃棄処理等の費用をいう。 (3) 本線通行車両に影響が無いように施工中の飛散対策を行うものとする。</p> <p>20-12-4 数量の検測 路面標示消去工の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>20-12-5 支払 路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォータージェット式による既設路面標示の消去等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1312 2350 1873 2410"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (3) 路面標示消去工 A</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1 割掛対象表の項目に示す工事の内容 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">21</p>	単価表の項目	区分内容				摘要	縦[m]	横[m]	深さ[m]	1箇所当り[m]	A	0.5	0.5	0.6	0.15	遮音壁基礎ぐい施工箇所を対象に20m間隔で実施	単価表の項目	検測の単位	特- (1) 試掘工 A	箇所	単価表の項目	区分内容	転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。	単価表の項目	検測の単位	特- (2) 転落防止柵撤去工	m	単価表の項目	区分内容	A	既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの	単価表の項目	検測の単位	特- (3) 路面標示消去工 A	m
単価表の項目	区分内容				摘要																																	
	縦[m]	横[m]	深さ[m]	1箇所当り[m]																																		
A	0.5	0.5	0.6	0.15	遮音壁基礎ぐい施工箇所を対象に20m間隔で実施																																	
単価表の項目	検測の単位																																					
特- (1) 試掘工 A	箇所																																					
単価表の項目	区分内容																																					
転落防止柵撤去工	転落防止柵を撤去するもの。																																					
単価表の項目	検測の単位																																					
特- (2) 転落防止柵撤去工	m																																					
単価表の項目	区分内容																																					
A	既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの																																					
単価表の項目	検測の単位																																					
特- (3) 路面標示消去工 A	m																																					

正誤表(10)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分																	
<p>特記仕様書 P21</p>	<p>誤</p>	<p>20-11-4 数量の検測 路面標示消去工の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>20-11-5 支払 路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォータージェット式による既設路面標示の消去等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (3) 路面標示消去工 A</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1. 割掛対象表の項目に示す工事の内容 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割掛項目対象表の項目名称</th> <th style="text-align: center;">工事の内容</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄筋位置調査費</td> <td>アンカー削孔作業を行う前に、鉄筋の配置間隔や深さを調査する費用をいう。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【雑工事費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割掛項目対象表の項目名称</th> <th style="text-align: center;">工事の内容</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有料道路料金費</td> <td>標識柱撤去、標識板撤去、転落防止柵撤去において必要となる谷和原IC～谷田部IC間の有料道路料金費、及び遮音板取替において必要となる柏IC～流山IC間の有料道路料金費をいう。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2. 補足事項 2.2-1 設計図書の変更及び追加について 次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) C-Bx箇所の用排水構造物に関する事項を追加する場合がある。 (3) 遮音板の取り換え、遮音壁の設置、遮音板落下防止ワイヤ及びび笠木等の撤去を追加する場合がある。 (4) C-Bx箇所の遮音壁設置に伴うケーブルの移設を追加する場合がある。</p> <p style="text-align: center;">21</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (3) 路面標示消去工 A	m	割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考	鉄筋位置調査費	アンカー削孔作業を行う前に、鉄筋の配置間隔や深さを調査する費用をいう。		割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考	有料道路料金費	標識柱撤去、標識板撤去、転落防止柵撤去において必要となる谷和原IC～谷田部IC間の有料道路料金費、及び遮音板取替において必要となる柏IC～流山IC間の有料道路料金費をいう。	
単価表の項目	検測の単位																	
特一 (3) 路面標示消去工 A	m																	
割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考																
鉄筋位置調査費	アンカー削孔作業を行う前に、鉄筋の配置間隔や深さを調査する費用をいう。																	
割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考																
有料道路料金費	標識柱撤去、標識板撤去、転落防止柵撤去において必要となる谷和原IC～谷田部IC間の有料道路料金費、及び遮音板取替において必要となる柏IC～流山IC間の有料道路料金費をいう。																	
<p>項目番号の 変更</p>	<p>正</p>	<p>20-11-5 支払 転落防止柵撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、引渡しまでの運搬、荷卸し等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (2) 転落防止柵撤去工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-12 路面標示消去工 20-12-1 定義 路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。</p> <p>20-12-2 種別 路面標示消去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-12-3 施工 (1) 路面標示消去工はウォータージェット消去機を使用するものとし、回収した汚濁水については、関連法令を遵守し適切に処理するものとする。 (2) 濁水処理に要する費用については、監督員が現地確認のうえ受注者と協議し定めるものとする。なお費用とは沈殿に要する薬剤及び沈殿物の廃棄処理等の費用をいう。 (3) 本線通行車両に影響が無いように施工中の飛散対策を行うものとする。</p> <p>20-12-4 数量の検測 路面標示消去工の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>20-12-5 支払 路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォータージェット式による既設路面標示の消去等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (3) 路面標示消去工 A</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1. 割掛対象表の項目に示す工事の内容 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">21</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (2) 転落防止柵撤去工	m	単価表の項目	区分内容	A	既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの	単価表の項目	検測の単位	特一 (3) 路面標示消去工 A	m				
単価表の項目	検測の単位																	
特一 (2) 転落防止柵撤去工	m																	
単価表の項目	区分内容																	
A	既設路面標示をウォータージェット式により幅15cmで消去するもの																	
単価表の項目	検測の単位																	
特一 (3) 路面標示消去工 A	m																	

正誤表(11)

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

修正箇所	正誤区分														
<p>設計図 平面図(1) 3/23</p>	<p style="text-align: right;">3 / 23</p> <p style="text-align: center;">平面図(1) 縮尺1:1000</p> <p style="text-align: center;">市道25011</p> <p style="text-align: center;">遮音板取替工 A1(夜) 600枚 KP. 7.512~KP. 7.630</p> <p style="text-align: center;">遮音板取替工 B1(夜) 35枚 KP. 7.566~KP. 7.630</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事</td> </tr> <tr> <td>図面の種類</td> <td>平面図(1)</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>1:1000</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td>3 / 23</td> </tr> <tr> <td>設計会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工会社名</td> <td>東日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td>関東支社 谷和原管理事務所</td> </tr> </table>	常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事		図面の種類	平面図(1)	縮尺	1:1000	図面番号	3 / 23	設計会社名		施工会社名	東日本高速道路株式会社	事務所名	関東支社 谷和原管理事務所
	常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事														
図面の種類	平面図(1)														
縮尺	1:1000														
図面番号	3 / 23														
設計会社名															
施工会社名	東日本高速道路株式会社														
事務所名	関東支社 谷和原管理事務所														
	<p style="text-align: right;">3 / 23</p> <p style="text-align: center;">平面図(1) 縮尺1:1000</p> <p style="text-align: center;">市道25011</p> <p style="text-align: center;">遮音板取替工 A1(夜) 600枚 KP. 7.510~KP. 7.630</p> <p style="text-align: center;">遮音板取替工 B1(夜) 35枚 KP. 7.560~KP. 7.630</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事</td> </tr> <tr> <td>図面の種類</td> <td>平面図(1)</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>1:1000</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td>3 / 23</td> </tr> <tr> <td>設計会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工会社名</td> <td>東日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td>関東支社 谷和原管理事務所</td> </tr> </table>	常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事		図面の種類	平面図(1)	縮尺	1:1000	図面番号	3 / 23	設計会社名		施工会社名	東日本高速道路株式会社	事務所名	関東支社 谷和原管理事務所
常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事															
図面の種類	平面図(1)														
縮尺	1:1000														
図面番号	3 / 23														
設計会社名															
施工会社名	東日本高速道路株式会社														
事務所名	関東支社 谷和原管理事務所														